

2024年1月16日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会事務局

デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた取組状況に関する ヒアリングシート

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」）¹開催要綱（別添）4（7）に基づき、貴社に対し、以下の項目に関する意見聴取を実施しますので、回答期限までに御回答いただきますよう、御協力のほどよろしく御願いたします。

【このヒアリングの趣旨・目的】

生成AI等による巧妙な偽・誤情報の生成・流通や、いわゆるアテンション・エコノミーを構造的要因とするその他の問題をはじめ、デジタル空間における情報流通をめぐる新たな課題が発生している状況に対し、本検討会第5回会合において、これまで「プラットフォームサービスに関する研究会」²で行われてきたプラットフォーム事業者による偽情報等への対応状況のモニタリングについて、本検討会においても同様の取組を実施することとされたところです（※1）。

そこで、貴社（※2）による偽・誤情報への対応状況について、その透明性・アカウントビリティを確保することにより、一般利用者の権利保護を図るとともに、行政からの一定の関与の在り方を含め、本検討会における今後の対応方針とデジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策を検討するため（※3）、以下のとおり質問させていただきます。

※1 本検討会第5回会合速記録（抜粋）及び資料5-2-3（いずれも別添）参照。

※2 貴社はプラットフォーム事業者又は生成AI関連事業者であり、かつ、その運営するサービスについて、収益構造、公開情報から推測される利用者数等を考慮し、情報流通の健全性確保の観点で影響が大きいと考えられることから、意見聴取の対象とさせていただきます。

※3 本検討会の具体的な検討事項については、開催要綱（別添）3を御参照願います。

【御回答に当たっての留意事項】

- （1）このヒアリングは任意の御願いとなります。可能な限り御回答を頂けますと幸いです。御回答が難しい質問については、その旨及び御回答が難しい理由をできるだけ具体的に御教示頂けますと幸いです。
- （2）御回答結果は本検討会における配付資料とさせていただきます。本検討会開催要綱5（2）のとおり、本検討会における配付資料は、原則として総務省のウェブサイトに掲載され、公開されます。御回答結果のうち、非公開を希望される箇所がある場合は、その箇所及び非公開を希望される理由を明示下さい。
- （3）御回答結果のうち、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた日本国内におけるプラクティスとして広く世間に共有する価値があると考えられるものについては、本検討会第5回会合で議論されたとおり（別添）、後日、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集（仮称）」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。

【御回答期限・提出先】

期 限：2024年2月9日（金）午後5時（日本時間）

提出先：検討会事務局（総務省情報流通適正化推進室：joteki-kikaku@soumu.go.jp）

¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_space/index.html 御参照

² https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html 御参照

1 前提：対象サービスの範囲について

【想定対象サービス】

SNS	
検索	
動画共有	ニコニコ動画、ニコニコ生放送

ニュースポータル・ キュレーション	
ブログ・掲示板	

Q1-1 上記【想定対象サービス】欄に挙げられたもの以外に、貴社又は貴社の関係会社が事業上運営しているサービスであって、以下の①～③のいずれにも当てはまるもの（上記【想定対象サービス】欄に記載の類型以外を含む）があれば、御教示下さい。

- ① インターネットを通じ、日本国内の不特定の者によって受信されることを目的としてコンテンツ（文字、画像、映像、音声など）を媒介・送信するものであること。
- ② 上記①のコンテンツに自社以外の第三者が作成・投稿したものが含まれること。
- ③ 広告収入を主たる運営基盤としていること（※）。

※ 広告収入以外の収入（購読料、寄付金など）を主たる運営基盤とするサービスは、いわゆるアテンション・エコノミーの影響を受けにくいと考えられるため、対象外とします。

- ◆ 以下の質問に対しては、上記1の【想定対象サービス】欄に挙げられたサービス（日本国内向けのものに限ります）及びQ1-1で御回答頂いたサービス（以下、併せて「対象サービス」）について御回答下さい。
- ◆ 各質問に対しては、原則としてそれぞれの対象サービスごとに分けて御回答下さい。ただし、対象サービスの全部又は一部に共通の御回答内容となる場合は、その旨を付記して御回答下さい。
- ◆ 各質問にある取組を現時点で実施していない場合でも、実施する予定があるときは、可能な限り当該予定の内容についても御回答内容に含めて頂けますと幸いです。

2 対象サービスの規模について

Q2-1 対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が必要なものについては、日本国内における（※1）最近の月間アクティブユーザー数（※2）として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。

※1 後記Q2-4参照。

※2 1か月間に対象サービスに1度でもアクセスした利用者の数。

Q2-2 対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が不要なものについては、日本国内における（※）最近の月間合計投稿数として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。

※ 後記Q2-4参照。

Q2-3 Q2-1及び2-2いずれの数字も把握していない対象サービスについては、日本国内における（※）事業規模を示す数字として把握しているその他の数字（登録ユーザー数など。推計値でもかまいません。）を御教示下さい。

※ 後記Q2-4参照。

Q2-4 Q2-1～2-3で御回答頂いた数字について、「日本国内における」数字であると整理された理由・基準を御教示下さい。

例：利用者登録時に入力された住所、投稿言語、投稿時の位置情報など

3 偽・誤情報の流通・拡散への対応方針について

Q3-1 対象サービス上での日本国内における（※1）偽・誤情報（※2）の流通・拡散への対応について、次の3点を御教示下さい（※3）。

※1 文字や音声については少なくとも日本語を含むもの、画像や映像については日本に関連する人・物・場所等の画像・映像を含むものを想定しております。それ以外の基準により「日本国内における」実態を把握している場合は、当該基準を明示いただいた上でお答えください。以下、「日本国内における」「日本国内において」「日本に関する」とある箇所につき同様。

※2 ここではひとまず大まかに、「内容や発信主体等に関して虚偽や誤解を招く事項を含む情報」とお考え下さい。

※3 既に公開している規約、ポリシー、ガイドライン等（以下「規約等」）の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を抜粋下さい。

(1) 何らかの対応が必要と考える「偽・誤情報」の範囲（定義）・類型

例：災害関係、健康・医療関係、選挙・政治関係、国際紛争関係、青少年関係、自殺誘発関係、犯罪（詐欺など）誘発関係、ディープフェイクなど

(2) 上記（1）の類型ごとに想定される典型事例

(3) 上記（1）の類型ごとの具体的な対応方法

例：削除、アカウント停止、表示順位の降格、収益不能化、アクセス不能化、警告表示・ラベリング、ファクトチェック結果の表示、投稿時の注記の義務付けなど

Q3-2 Q3-1で御回答頂いた対応方針の背景となる基本的な考え方（重視している価値や哲学）があれば、御教示下さい。

Q3-3 Q3-1で御回答頂いた対応方針について、定期的な見直しや外部有識者・第三者機関等によるレビューを行っている場合は、（1）当該見直し・レビューの頻度・タイミング、及び（2）レビューの実施主体を御教示下さい。

4 偽・誤情報の発信者（投稿者）の表現の自由等への配慮について

Q4-1 Q3-1で御回答頂いた対応方針の対象となる偽・誤情報（日本国内において流通するものに限り、以下「対象偽・誤情報」）の流通・拡散に対し、Q3-1（3）で御回答頂いた対応（以下「モデレーション等」）を実施した場合、実施の事実や理由を当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）に通知し、又は発信者（投稿者）の知り得る状態に置いている場合、その方法（※1）、言語及び内容（※2）を御教示下さい。

※1 例えば、書面、電子メール、対象サービス上での表示など。

※2 例えば、モデレーション等を実施した事実及び理由のほか、後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したものかといった実施の端緒や、Q4-3の苦情・不服申立て受付窓口に関する情報など。

Q4-2 対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）からの苦情や不服申立てを受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の3点を御教示下さい。

(1) 苦情・不服申立ての受付方法（※）

※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付（又はURLを付記）下さい。

(2) 日本語による苦情・不服申立てを受け付けているか否か

(3) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法（※）

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

Q4-3 Q4-2で窓口を設置しているか否かにかかわらず、対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）から日本語で苦情や不服申立てを受けた場合における対応（以下「日本語苦情等対応」）（※1）に関し、次の8点を御教示下さい（※2）。

※1 苦情・不服申立て内容の合理性や問題となったモデレーション等の適否を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を撤回するなどの対応を指します。

※2 問題となったモデレーション等が後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したもの

かといった実施の端緒によって御回答内容が異なる場合は、当該実施の端緒別に御教示下さい。

- (1) 日本語苦情等対応が可能な人員として常用している人数
 - (2) 日本語苦情等対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順（どのようなケースで用いるのかなど）
 - (3) 日本語苦情等対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）
 - (4) 上記（3）以外の外部有識者・団体を日本語苦情等対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）
 - (5) 日本語苦情等対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間（「開始」及び「完了」の定義を含む）
 - (6) 日本語苦情等対応の結果を発信者（投稿者）に通知し、又は発信者（投稿者）の知り得る状態に置いている場合は、その方法、言語及び内容
 - (7) 日本語苦情等対応の結果に対する再審査制度を設けている場合は、その概要（日本語による再審査要求を受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む）
 - (8) 特定の発信者（投稿者）（※）からの日本語による苦情・不服申立てを優先的に取り扱うこととしている場合は、当該発信者（投稿者）の類型及び具体的な優先的取扱いの内容
- ※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、その他公的機関（独立行政法人等）、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など

Q4-4 Q4-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法（※）を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

5 偽・誤情報の流通・拡散に対するモデレーション等の手続・体制について

Q5-1 対象偽・誤情報の流通・拡散について、それにより権利を侵害されている者及び発信者（投稿者）以外の第三者からの通報（以下「第三者通報」）を受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の4点を御教示下さい。

- (1) 受け付けている通報手段（※）
※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付（又はURLを付記）下さい。
- (2) 通報できる主体に限定を設けている場合は、当該主体
例：利用者登録済みユーザー、ログイン済みユーザー、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など
- (3) 日本語による通報を受け付けているか否か
- (4) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法（※）
※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

Q5-2 Q5-1の窓口を設置している場合、日本語による第三者通報を受け付けた後の対応（以下「日本語通報対応」）（※1）に関し、次の8点を御教示下さい（※2）。

※1 通報内容の合理性や問題となったコンテンツの対象偽・誤情報該当性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を指します。

※2 通報主体や対象偽・誤情報の類型（Q3-1（1）参照）毎に異なる場合は、当該主体別又は類型別に御教示下さい。

- (1) 日本語通報対応が可能な人員として常用している人数
- (2) 日本語通報対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順（どのようなケースで用いるのかなど）
- (3) 日本語通報対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その

意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)

- (4) 上記(3)以外の外部有識者・団体を日本語通報対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)
- (5) 日本語通報対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間(「開始」及び「完了」の定義を含む)
- (6) 日本語通報対応の結果を通報者に通知し、又は通報者の知り得る状態に置いている場合は、当該通報の方法、言語及び内容
- (7) 日本語通報対応の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあったときの専用窓口や処理手順を定めている場合は、その概要(日本語による不服申立て・問合せを受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関に関与させている場合はその詳細を含む)
- (8) 特定の通報主体(※)からの日本語による通報を優先的に取り扱うこととしている場合は、当該通報主体の類型及び具体的な優先的取扱いの内容

※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など

Q5-3 対象偽・誤情報の流通・拡散について、第三者通報を待たず自社で検知・対応(以下「検知・対応」)(※1)することがある場合、次の5点を御教示下さい(※2)。

※1 検知内容の合理性やモデレーション等の必要性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を含みます。

※2 対象偽・誤情報の類型(Q3-1(1)参照)ごとに異なる場合は当該類型別に御教示下さい。

- (1) 検知・対応に向けた調査を実施する頻度・ケース
- (2) 検知・対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順(どのようなケース・頻度で用いるのかなど)
- (3) 検知・対応にファクトチェック機関やマスメディア(新聞・放送)に関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど)
- (4) 上記(3)以外の外部有識者・団体を検知・対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど)
- (5) 検知してからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)の目標期間を定めている場合は、当該目標期間

Q5-4 Q5-2及び5-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法(※)を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

6 偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について

Q6-1 2022年中及び2023年中それぞれに関する(※1)次の20点)として把握している数字があれば、御教示下さい(※2)。

※1 別の期間の数字のみ回答可能な場合は、期間を明示した上で当該数字を御教示下さい。

※2 可能であれば、対象偽・誤情報の類型別(Q3-1(1)参照)、モデレーション等の方法別(同(3)参照)の数字も併せて御教示下さい。また、可能であれば、(9)~(12)については通報主体別(Q5-1(2)参照)、(18)・(19)については発信者(投稿者)の類型別の数字も併せて御教示下さい。

- (1) 対象偽・誤情報(※)についてモデレーション等を実施した件数
※ Q4-1のとおり、対象偽・誤情報は「日本国内において流通するもの」に限りますが、対象偽・誤情報に関する数字を把握していない場合で、何らかの推計値や、対象偽・誤情報に関する数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どのような数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。
- (2) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段のみによって検知・対応した件数
- (3) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段と人間の手を組み合わせてモデレーション等を実施した(第三者通報への対応過程でAIその他の機械的手段を利用した場合を含

む) 件数

- (4) 上記(2)(3)のうち、AIその他の機械的手段による判断結果に誤りがあることが事後的に判明した(上記(3)において人間の手によって補正された場合を含む)件数
- (5) 上記(1)のうち、ファクトチェック機関の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数
- (6) 上記(1)のうち、マスメディアの意見等を反映してモデレーション等を実施した件数
- (7) 上記(1)のうち、上記(5)(6)以外の外部有識者・団体の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数
- (8) 上記(5)～(7)のうち、ファクトチェック機関、マスメディアその他の外部有識者・団体の意見等に誤りがあることが事後的に判明した件数
- (9) 対象偽・誤情報に関する日本語による(※) 第三者通報の総数
※ 日本語による第三者通報の件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計でもかまいません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。
- (10) 上記(9)の第三者通報を契機として対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数
- (11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数
- (13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による(※) 苦情・不服申立て件数
※ 日本語による苦情・不服申立て件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計でもかまいません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。
- (14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による 苦情・不服申立ての件数
- (15) 上記(13)(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数
- (16) 上記(13)(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (17) 上記(13)(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数
- (18) 上記(13)(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数
- (19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数

Q6-2 Q6-1で御回答頂いた数字について、いわゆる透明性レポート等の形で公開している場合は、その方法(※)と頻度(例えば、年1回など)を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

7 令和6年能登半島地震関連の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について

Q7-1 2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散に対する取組状況を御教示下さい。特に、現時点までにモデレーション等を実施した主なコンテンツとモデレーション等の方法別(Q3-1(3)参照)件数を御教示下さい。

Q7-2 令和6年能登半島地震に関連するコンテンツのうち、その内容が誤りであるとするファクトチェック機関のファクトチェック記事が存在するコンテンツについて、Q7-1で御回答頂いた件数に含まれる場合は、当該件数を御教示下さい。

Q7-3 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応として、上記4及び5にて御回答頂いた回答と比べて体制を強化した場合は、強化した内容を御教示下さい。

※ 例えば、対行政機関窓口の設置、モデレーション等を担当する人員の増強など。

Q7-4 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、他の事業者、ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体又は日本の行政機関（※）との間で情報共有等の連携を実施している場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、内閣府（防災担当）、警察庁など。

Q7-5 地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、今後（さらに）体制を強化する予定・余地があれば、強化する内容を御教示下さい。

Q7-6 地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

8 レコメンドやモデレーション等に関する透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について

Q8-1 対象偽・誤情報を含む対象サービス上で表示される日本語のコンテンツについて、アルゴリズムを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。

Q8-2 Q8-1で御回答頂いたパラメータを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定していることについて、既に公開している規約等の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を抜粋下さい。

Q8-3 対象サービス上で表示される日本語のコンテンツ（広告を含みます）について、アルゴリズムを用いて表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。

Q8-4 Q8-3で御回答頂いたパラメータを用いてコンテンツの表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定していることにつき、既に公開している規約等で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記し、該当箇所を抜粋下さい。

Q8-5 Q8-1及び8-3のアルゴリズムについて、透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組の一環として、特定の第三者（※1）に対して特定の目的（※2）で開示している場合、当該第三者の名称又は類型その他の詳細（※3）を御教示下さい。

※1 例えば、秘密保持契約を締結した研究機関や研究者など。

※2 例えば、透明性・アカウントビリティ確保状況に関する監視・研究目的など。

※3 例えば、開示目的、開示に至った経緯など。

Q8-5 Q8-4で既に開示しているか否かにかかわらず、Q8-1及び8-3のアルゴリ

ズムについて、今後、特定の第三者に対して特定の目的で開示することの可否・継続性に関するお考えがあれば、お聞かせ下さい。

9 広告エコシステムの透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について

Q9-1 対象サービスのうち、広告収入を主たる運営基盤としているものについて、日本に関するコンテンツの発信者（投稿者）へ広告収入の分配を行っている場合、分配の基準を御教示下さい。特に、コンテンツのPV数やいいね、リポスト等の拡散行為の対象となった数という定量的な基準以外の定性的な基準（※）や、災害発生時を含む有事において適用される特別な基準が存在する場合は、当該定性的な基準や特別な基準を具体的に御教示下さい。

※ 例えば、コンテンツに偽・誤情報が含まれる場合には基準となるPV数等から除外する、そのようなコンテンツには広告を掲載しないなど。

Q9-2 Q9-1で御回答頂いた内容を公開したり、普及啓発に向けた取組を実施したりしている場合は、その方法・内容（※）を御教示下さい。

※ オンライン上で公開・普及啓発等している場合はURLを付記下さい。

10 AI・ディープフェイク技術への対応状況について

Q10-1 上記4で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連してAIシステムを開発し、又は対象サービスにAIシステムを組み込んで第三者に提供し、若しくは自ら利用している事例がある場合は、その概要を御教示下さい。

Q10-2 Q10-1で御回答頂いたAIシステムの開発・提供・利用に関し、総務省及び経済産業省が策定・公表した「AI事業者ガイドライン案」（※1）において、「生成AIによって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作ることができるようになり、AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を講じる」ことが求められていることを受けて、何らかの対策（※2）を講じている場合は、その概要を御教示下さい。

※1 AI戦略会議第7回（2023年12月21日）資料1-3

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/7kai/13gaidorain.pdf

※2 例えば、生成AIが事実と異なることをもつともらしく回答する（ハルシネーション）リスクへの対策としての開発上の工夫、AIシステム提供時におけるハルシネーションリスクに関する透明性・アカウントビリティ確保の取組（ユーザーへの情報開示等）、AIの学習過程を含む開発メンバーや提供先・利用者のリテラシー向上に向けた取組など。

Q10-3 対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に、これを検知するツールや、投稿時のラベリングを投稿者に義務付ける規約等を導入している場合は、その詳細及び実効性担保に向けた工夫（もしあれば）を御教示下さい。

Q10-4 以上御回答頂いたほか、対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に対応するため、他のAI関連事業者（開発者・提供者・利用者）との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装など。

11 ファクトチェックの推進に向けた取組について

Q11-1 上記4及び5で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体（※1）との間で連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。

※2 例えば、情報共有、資金援助、ファクトチェックを容易にするツールの開発や技術提携・実装、人材育成・交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q 1 1 - 2 ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 1 1 - 3 その他、日本国内におけるファクトチェックの推進の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、ファクトチェックを容易にするツールの開発・提供、ファクトチェックを実施する人材の育成など。

1 2 マスメディア（新聞・放送）との連携状況について

Q 1 2 - 1 上記 4 及び 5 で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するマスメディア（新聞・放送）（※ 1）との間で連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内で活動しているものを含みます。

※ 2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q 1 2 - 2 マスメディアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

1 3 利用者の ICTリテラシー向上に向けた取組について

Q 1 3 - 1 日本国内に所在する教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体（※ 1）との間で連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内で活動しているものを含みます。

※ 2 例えば、対象サービスの利用者の ICTリテラシー向上に関する定期的な意見交換、教育教材の共同開発、教育・普及啓発イベントの共催・後援など。

Q 1 3 - 2 教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 1 3 - 3 その他、日本国内における対象サービスの利用者の ICTリテラシー向上の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、教材作成、普及啓発活動など。

1 4 研究開発の推進に向けた取組について

Q 1 4 - 1 上記 1 0 で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連して、日本国内に所在する研究機関・研究者・アカデミア（※ 1）との間で、特に認知科学、心理学、情報工学、計算社会科学、法学などの分野において連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内で活動しているものを含みます。

※ 2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。

Q 1 4 - 2 研究機関・研究者・アカデミアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 1 4 - 3 研究機関や研究者等向けに、対象サービス上の情報流通の状況に関する実データを API 等を通じて提供している場合は、提供先その他の詳細（※）を御教示下さい。

※ 例えば、提供開始（予定）時期、対価の額等の提供条件など。

Q 1 4 - 4 Q 1 4 - 3 で提供していない場合において、過去に提供していたことがある場合は、提供先、提供期間及び提供を終了した理由を御教示下さい。

Q14-5 Q14-3で提供していない場合(Q14-4の場合を含みます。)、将来的に提供を開始(再開)することの可否についてお考えをお聞かせ下さい。

Q14-6 その他、対象サービスに関連した研究開発の推進の観点からの具体的な取組(※)があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、電子透かし技術の開発、ディープフェイク検知・対抗技術の開発、自動ファクトチェック技術の開発など。

15 サイバーセキュリティ関係機関等との連携について

Q15-1 サイバーセキュリティ関係機関(※1)との間で、対象サービスに関連して連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。

※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。

Q15-2 サイバーセキュリティ関係機関との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q15-3 その他、対象サービス上の対象偽・誤情報の流通・拡散への対応として、サイバーセキュリティ対策との連携の観点から行っている具体的な取組(ISAACへの参加など)があれば、詳細御教示下さい。

16 行政機関や地方公共団体等との連携について

Q16-1 日本の行政機関や地方公共団体等との間で連携・協力に向けた取組(※)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援、官民連絡会議(米国におけるGlobal Internet Forum to Counter Terrorism(GIFST)や選挙のintegrityに関するワーキンググループ(<https://perma.cc/JC5V-MARG>)に相当するものなど)の設置など。

Q16-2 行政機関や地方公共団体等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

17 国際機関等との連携について

Q17-1 国際機関や専門機関等との間で連携・協力に向けた取組(※)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q17-2 国際機関や専門機関等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q17-3 その他、国際連携の観点から行っている具体的な取組(国際会議への出席など)があれば、詳細御教示下さい。

18 その他のステークホルダーとの連携状況について

Q18-1 日本国内に所在するその他のコンテンツ制作主体(※)との間で連携・協力に向けた取組を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 ジャーナリスト、クリエイター、ネットメディアなど。日本国内で活動しているものを含みます。

※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q18-2 日本国内に所在する他の電気通信事業者(※)との間で、ゼロレーティングサービ

スの享受などを通じた連携を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 日本国内で事業を運営しているものを含みます。

Q18-3 日本国内に所在する他のプラットフォーム（※1）事業者やメタバース関連事業者（※2）と連携・協力に向けた取組（※3）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ・掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど。

※2 日本国内で事業を運営しているものを含みます。

※3 例えば、情報共有、技術提携・実装、人材育成・交流、イベントの共催・後援など。

Q18-4 Q18-1～18-3のステークホルダーとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

19 特に紹介したい取組について

Q19-1 以上御回答頂いたほか、偽・誤情報の流通・拡散への対策をはじめ、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた貴社の取組として共有可能なものがございましたら、当該取組の詳細（※1）を御教示下さい（※2）。

※1 例えば、当該取組を実施するに至った背景・課題、当該取組による効果など。

※2 この質問への御回答内容は、前記【御回答に当たっての留意事項】（3）のとおり、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集（仮称）」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。

20 その他

Q20-1 以上御回答頂いたほか、デジタル空間における情報流通の健全性確保に関する課題や今後の対応にあたっての基本的な考え方、具体的な方策などについて、御意見や補足等ございましたら御教示下さい。

以上